

## (第1案)

### 事業主の皆さまへ

# 労働保険への加入について

【労働保険】とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。下記の**加入義務のある事業場**などをご確認の上、まずは、最寄りの、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

#### 加入義務のある事業場

◆次の事業場は、労働保険への加入が**法律で義務づけられています**。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります**。

#### 労働者とは？

**労働者**とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

#### 保険料は何に使われている？

◆お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

**労災保険** 労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

※平成30年度は、約69万人に新規の療養補償給付等を行い、約21万人に労災年金を支給しました。

**雇用保険** 労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。

※平成30年度は、約106万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、速やかに手続きをお願いします。

◎労働保険の加入手続きは、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）の窓口又は電子申請で行うほか、労働保険事務組合（厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体）や社会保険労務士へ事務処理を委託（依頼）することもできます。

詳しくは 長崎労働局総務部労働保険徴収室  
電話095-801-0025  
又は最寄りの監督署・安定所へ  
お尋ねください。

## (第2案)

### 労働保険への加入について

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、政府（厚生労働省）が運営する強制保険です。労働者を一人でも雇用している事業主は、労働保険の加入手続が必要です。労働保険の適用事業で未だ加入手続がお済みでない事業主の方は、事業主の安心と労働者の福祉の向上等のため、速やかに加入手続をお願いします。

詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室（電話 095-801-0025）又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークへお尋ねください。

※ 上記の記事で文字数が多過ぎる場合は、下記の内容にして下さい。

### **11月は「労働保険適用促進強化期間」です。**

労働者を一人でも雇用している事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続が必要です。詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室（電話 095-801-0025）又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークへお尋ねください。